

2020年9月9日 全10頁

国際統合報告フレームワークの概要・改訂案

改訂案ではアウトプットとアウトカムの違いが明確化

金融調査部 研究員 藤野大輝
リサーチ業務部 兼 SDGs コンサルティング室 大和敦

[要約]

- 国際統合報告フレームワークは、統合報告書の作成に係る「基礎概念」と作成時のポイントである「指導原則」、統合報告書に含むべき「内容要素」によって主に構成されている。「基礎概念」では価値創造のプロセスに係る「価値」と「資本」の定義を行っており、「指導原則」では統合報告書の作成・開示に係る七つの基礎を示している。「内容要素」では統合報告書に必要な八つの要素を整理している。
- 総じて、国際統合報告フレームワークでは、企業にとっての外部環境を踏まえたリスク・機会の認識、それに対応するための戦略・資源配分、その結果としての実績と今後の見通しまでつながる、経営者の目線からの、将来を見据えた時間軸での価値創造に至るプロセスの開示が求められているといえる。
- IIRC (International Integrated Reporting Council: 国際統合報告評議会) は2020年5月に国際統合報告フレームワークの改訂案を公表した。改訂案では主に、ガバナンス責任者の統合報告書における責任表明の簡略化と、作成・表示プロセスの開示の推奨、アウトプットとアウトカムの違いの明確化、正と負のアウトカムの開示のバランスといった項目について修正・追記が行われている。また、改訂案には含まれていないが、長期的な検討事項として、統合報告書の主な利用者の範囲拡大、統合報告書の保証について提案が行われている。
- IIRC を参照して統合報告書を作成するわが国の企業は、統合報告書の作成・表示までのプロセスをあらかじめ整理しておくとともに、アウトプットにとどまらず、アウトカムがどの資産に影響を与えるのかという価値創造のプロセスを再検討することが求められる。さらに、自社に都合の良い正のアウトカムに偏らず、負のアウトカムにも言及した上で、その対策や今後の目標などについても記載することが期待される。

1. IIRC とは

7月～9月にかけての時期は、主に3月期決算企業を中心に、統合報告書が開示される時期である。昨年（2019年度版）はTOPIX500社のうち、アニュアルレポートも含めると365社（大和総研調べ、企業が2019年度中に「統合報告書」または「アニュアルレポート」という名称で公表したものを集計）が公表をしており、今年（2020年）も多くの企業が統合報告書を公表することが想定される。こうした「統合報告書」は、もともとは持続可能な社会のための価値創造と企業活動を関連付けて企業の長期的な方向性を開示する「統合報告」の考え方に基づく報告書であり、国際的な機関である“IIRC（International Integrated Reporting Council:国際統合報告協議会）”が提唱したものである。企業が投資家等の情報利用者に提供する情報の質を改善することで、効率的な資本配分を促し、金融安定化・持続可能性を確保することなどを目指している。

IIRCは2010年にサステナビリティ報告書のガイドライン等の作成をしているGRI（Global Reporting Initiative）などを母体に設立され、規制当局、投資家、企業、会計士団体、基準設定者、学者、NGOなどによって構成されている。日本からは日本取引所グループ（JPX）や日本公認会計士協会（JICPA）が参加している。

主な活動は、統合報告書を開示する上での原則となるフレームワークを開発・公表することである。2013年にはじめて国際統合報告フレームワークが公表され、2020年5月には改訂案が公表されている。本稿では、現行の国際統合報告フレームワークの概要と、改訂の経緯、改訂案の内容等について解説する。特に改訂案では、アウトプットとアウトカムの違いが事例を用いて明確化されており、統合報告書を作成する企業にとっても非常に参考になると考えられることから、注目すべきだろう。

2. 国際統合報告フレームワークの概要

国際統合報告フレームワークは二つのパートで構成されている。パート1は「イントロダクション」であり、統合報告書の役割や国際統合報告フレームワークの目的、原則主義アプローチ（詳細は後述）であること、統合報告書を作成する上での基礎となる概念などが示されている。続くパート2「統合報告書」は、統合報告書をどのように作成すればよいかを示しており、作成に当たってのポイントや統合報告書に含まれるべき要素について説明している。簡単にいえば、パート1が作成原則、パート2が作成基準であるといえることができる。ただし、国際統合報告フレームワークはあくまで原則主義アプローチであり、パート2でも基本となる要素を定めているだけで、具体的な記述内容は企業自らが判断するものと考えられる。

（1）パート1「イントロダクション」～作成に係る基礎概念～

パート1では大きく分けて、統合報告書や国際統合報告フレームワークの役割・目的と、統合

報告書の作成のための基礎概念の二つについて記載されている。

①統合報告書、国際統合報告フレームワークの役割・目的

統合報告書の主たる目的は、財務資本提供者（以下、投資家等）に対して、企業が長期にわたってどのように価値創造をするかを説明することとされている。

この目的を達するため、統合報告書には内容として、財務情報と非財務情報の両方が含まれる。ただし、財務諸表とサステナビリティ報告書（企業が環境・社会に与える影響を整理した報告書）の要約の統合にとどまるものではなく、むしろ、長期の価値創造のためにそれらの情報をうまく結合することが重要であるとしている。

統合報告書の情報提供の対象者について、上記の通り主たる対象は投資家等だが、統合報告書は従業員、顧客、サプライヤー、地域社会などのあらゆるステークホルダーにも有益なものであるとしている。

また、国際統合報告フレームワークは原則主義アプローチであることが示されている。つまり、比較可能性を確保するためにも基本的な考え方、含まれるべき要素等は設定しているが、自社の目標の進捗度を測ったり他社との比較可能性を高めるための KPI やその測定方法、重要性の判断基準、開示方法などを具体的に規定するものではないとしている。統合報告書の作成者は、自社特有の状況を考慮した上での個別の判断が求められることとなる。ただし、開示すべき KPI そのものを規定はしていないが、価値創造プロセスを説明する上では定量的情報と定性的情報を組み合わせることが有益であることを強調している。

②基礎概念

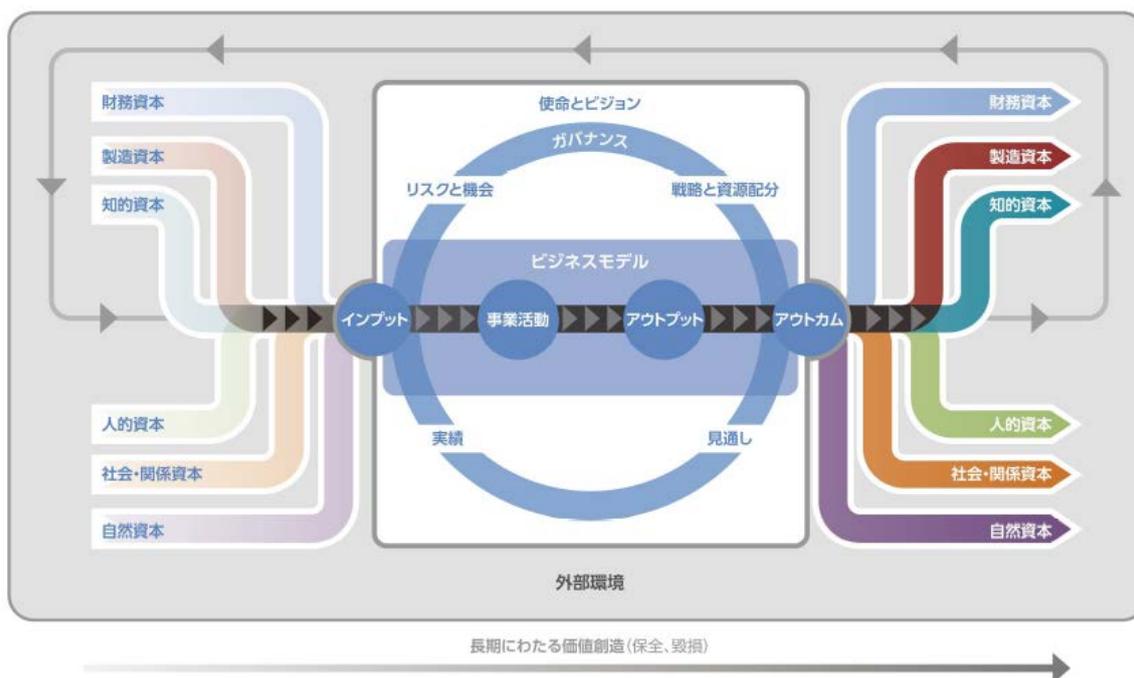
統合報告書では、価値創造のために企業がどのように外部環境と資本の関係をとらえているか示すことが重要である。ここでいう「価値」と「資本」について具体的に定義しているのがこの基礎概念の部分である。

まず、「価値」について、国際統合報告フレームワークでは二つの側面があるとしている。一つが企業自身に対して創造する価値であり、投資家等への財務リターンにつながるものである。もう一つが他者にとっての価値であり、あらゆるステークホルダーや社会全体に対する価値のことを指す。この二つの価値はそれぞれ独立したものではなく、他者にとっての価値（例えば顧客満足度やサプライヤーとの取引関係、地域社会への貢献など）が企業自身に対する価値につながるものが想定される。そのため、投資家等は財務リターンに直接つながる企業自身に対する価値だけでなく、他者にとっての価値にも関心を持ち得る。統合報告書においては、この両方の価値を創造するために企業がどのように事業等を行ったのかを報告することが重要であり、この点で、企業自身に対する価値を主眼とする財務諸表、他者にとっての価値に重点を置くサステナビリティ報告書のいずれとも異なる。

これらの「価値」を創造する上で、必要となるものが「資本」であり、国際統合報告フレームワークでは資本を六つに分類している。具体的には、④財務資本（資金など）、⑥製造資本（建物、設備、インフラなど）、③知的資本（特許、組織内プロセスなど）、①人的資本（従業員など）、②社会・関係資本（ステークホルダーとの関係性など）、⑤自然資本（水、森林など）である。これらの資本は企業の活動等で増減し、相互に関係し得る。例えば企業が従業員研修を行えば、人的資本は増加するが、研修に係るコストによって財務資本は減少する。なお、この分類はあくまで国際統合報告フレームワークにおけるモデルにすぎず、必ずこの6つに分類することを求めているわけではない。たとえこの分類とは異なる分類であっても、企業が利用できる全ての資本を考慮することができれば問題ない。

統合報告書の作成の上では、上記の資本を通じて、価値が創造されるプロセスを踏まえることが肝要である。外部環境（経済状況、環境課題など）の中で、企業はビジネスモデルを通じて資本をインプットとして利用し、事業活動を通じてアウトプット（製品、サービス、副産物及び廃棄物）を創出する。この事業活動、アウトプットは資本に影響を与える（アウトカム）（図表1）。こうした考えの原則を基に、パート2の基準で示された要素を含んだ開示が求められる。

図表1 価値創造プロセス



(出所) IIRC「国際統合報告フレームワーク日本語訳」(2014年3月)

(2) パート2「統合報告書」～統合報告書の作成ポイント、含まれるべき要素～

パート2は、統合報告書の作成・表示の基礎を示す指導原則と、統合報告書に含まれるべき要素である内容要素から構成されている。つまり、指導原則で示された考え方を踏まえ、内容要素を統合報告書に記載することが求められている。

①指導原則

国際統合報告フレームワークでは、指導原則として、以下の七つが定められている。

図表 2 七つの指導原則

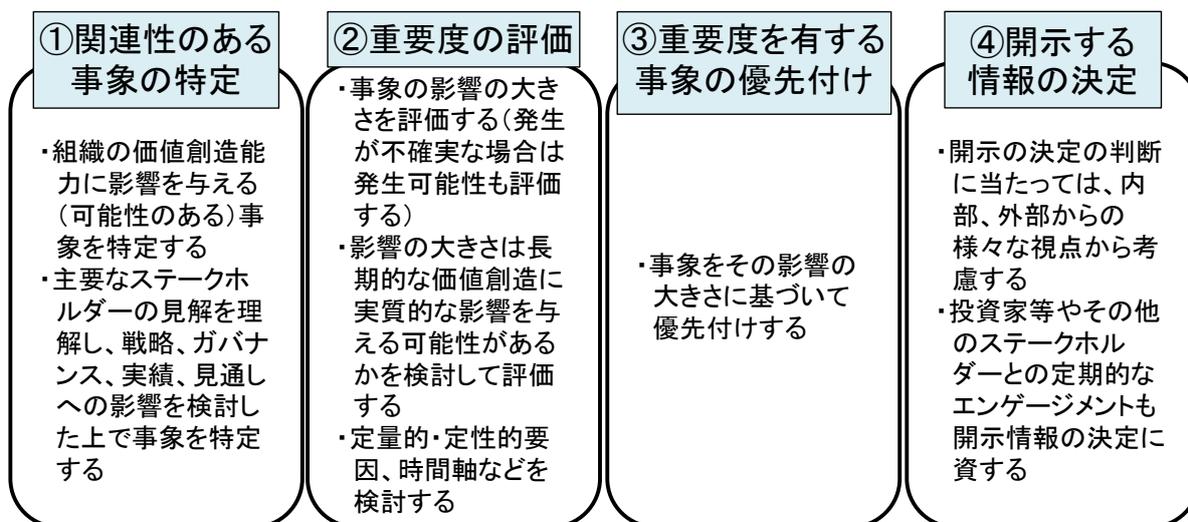
指導原則	内容
(A) 戦略的焦点と将来志向	企業の戦略の内容、またその戦略が企業の短・中・長期の価値創造能力、資本の利用、資本への影響に関連するかの洞察 (insight) を利用者に提供する
(B) 情報の結合性	組織の長期にわたる価値創造能力に影響を与える要因の組合せ、相互関連性、及び相互関係の全体像を示す
(C) ステークホルダーとの関係性	主要なステークホルダーとの関係性について、その性格及び質に関する洞察を提供する。また、企業がステークホルダーの正当なニーズと関心をどのように、どの程度理解し、考慮し、対応しているかについての洞察を利用者に提供する
(D) 重要性	企業の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報を開示する
(E) 簡潔性	統合報告書の内容を理解するのに十分な情報を提供する上で関連性に乏しい情報の記載を避け簡潔に記載をする。例えば、詳細な情報等はリンクを記載したり、できるだけ短く明瞭に説明する
(F) 信頼性と完全性	正と負の両面につきバランスのとれた方法によって、かつ重要な誤りがないように、重要性のある全ての事象について記載する。特に信頼性については、内部監査や独立した外部保証などによって高められる
(G) 首尾一貫性と比較可能性	期間を超えて首尾一貫し、組織の長期にわたる価値創造能力にとって重要性のある範囲において、他の組織との比較を可能にする方法によって情報を表示する(同一の指標をKPIに設定するなど)

(出所) IIRC「国際統合報告フレームワーク日本語訳」(2014年3月)より大和総研作成

特に重要と考えられるポイントとして、(B) 情報の結合性では、組み合わせるべき要素が具体的に例示されている。第一には、統合報告書内の内容要素(統合報告書に含まれるべきとされている要素のことである。詳細は②で後述)の組み合わせであり、例えば、外部環境が変化した場合にビジネスモデルや戦略がどう修正されるかという情報を示すことが求められよう。第二には、時間軸の組み合わせであり、「過去から現在」の活動が「現在から将来」にどう影響し得るかを分析することも重要である。第三には、開示情報間の組み合わせであり、企業が開示している、統合報告書とそれ以外の開示情報(財務報告、サステナビリティ報告書、中期経営計画など)が一貫性を持っているべきである。そのほか、資本の組み合わせ、定量的・定性的情報の組み合わせ等も挙げられている。こうした情報の結合性を念頭においた統合報告書の作成が求められている。

また、(D) 重要性では、価値創造に重要な情報の開示を求めるとしているが、この重要性をいかに決定するかのプロセスの在り方についても説明している。この重要性決定プロセスにおいては、統合報告書においてどこまでが報告範囲に含まれるかということも考える必要がある。財務報告では、子会社、共同支配会社、関連会社等が範囲に含まれるが、統合報告書ではさらに広い、ステークホルダー(従業員、顧客、サプライヤー、地域社会など)に起因・関連するリスク・機会、アウトカムも報告の範囲に含まれる。この報告範囲を念頭において、重要性の決定プロセスを実施することが求められる。

図表3 重要性の決定プロセス



(出所) IIRC「国際統合報告フレームワーク日本語訳」(2014年3月)より大和総研作成

②内容要素

指導原則を踏まえた上で、統合報告書には以下の八つの内容要素を含むことが求められている。ただしこれらの要素は相互に関係しているものであり、順序立てて単独のセクションとしてそれぞれ記載することが求められているわけではないことには注意が必要である。

図表4 八つの内容要素

内容要素	内容
(A) 組織概要と外部環境	組織概要: 文化・倫理、経営体制、従業員数などの定量的情報、主な活動・市場、バリューチェーンでの位置付けといった基本的な情報 外部環境: 主要なステークホルダーのニーズ、経済状況、市場動向、技術変化、社会的課題、環境課題などといった企業の短・中・長期の価値創造能力に影響を与え得る重大な要因
(B) ガバナンス	企業のリーダーシップ構造(ガバナンス責任者のスキル・多様性など)、戦略的意思決定などのプロセス、モニタリングのための行動、報酬と価値創造の関連性などといった、企業のガバナンス構造が短・中・長期の価値創造能力をどう支えるかの情報
(C) ビジネスモデル	ビジネスモデル(インプットを事業活動によってアウトプット、アウトカムに変換するシステム)に関する情報
(D) リスクと機会	企業の短・中・長期の価値創造能力に影響を及ぼすリスクと機会(外部・内部要因、実現可能性と実現時の影響の大きさを含む)、それらへの対応に関する情報
(E) 戦略と資源配分	短・中・長期の戦略目標、それを実現するための現在又は今後の戦略、戦略実行のための資源配分計画、達成状況・アウトカムの測定方法等の情報
(F) 実績	目標、リスクと機会に関する定量的指標、資本に対する自社による影響、主要なステークホルダーとの関係性やニーズへの対応度、過去・現在の実績と将来の見通しの関係などといった、戦略目標の達成度やアウトカムに関する情報
(G) 見通し	外部環境についての企業の期待と影響、リスクへの備えなどといった、戦略実行の上での課題・不確実性、結果として生じるビジネスモデル及び将来の実績への潜在的な影響に関する情報
(H) 作成の表示と基礎	重要性の決定プロセスの要約、報告範囲の説明・決定方法、重要性のある事象を定量化・評価する上で重要な枠組み・方法(財務報告基準やKPIの算定式など)の要約

(出所) IIRC「国際統合報告フレームワーク日本語訳」(2014年3月)より大和総研作成

このうち、(C) ビジネスモデルでは、インプットを事業活動によってアウトプット、アウトカムに変換するシステムについての記載が求められている。インプットについては、全てのインプットを網羅的に記載することが求められているのではなく、短・中・長期の価値創造能力に重要な影響を与えるインプットに焦点を当てた開示が求められている。事業活動には、市場における差別化戦略、販売開始後の収益に対するビジネスモデルの依存度、イノベーションの必要性に対する企業の取り組み、変化への対応のためのビジネスモデルの構造といったことが含まれる。アウトプットとしては、企業の主要な製品とサービスを特定することに加え、重要性に応じて副産物や廃棄物などのアウトプットについても議論が必要となり得る。アウトカムには内部的なアウトカム（従業員のモラル、キャッシュフローなど）・外部的なアウトカム（顧客満足度、社会・環境的影響など）と、正のアウトカム・負のアウトカムが含まれる。アウトカムの識別等の際には、企業に属する資本だけでなく、より広い範囲（例えばバリューチェーンの上流・下流など）の資本を検討することが求められる。

内容要素として求められている項目に鑑みると、国際統合報告フレームワークでは、企業にとっての外部環境を踏まえたリスク・機会の認識、それに対応するための戦略・資源配分、その結果としての実績と今後の見通しまでつながる、経営者の目線からの、将来を見据えた時間軸での価値創造に至るプロセスの開示が求められているといえる。国際統合報告フレームワークに準拠する場合は、ステークホルダーのニーズを正確に把握して事業活動などに落とし込むための対話を行った上で、長期目線での価値創造について情報を投資家等に提供するべきであろう。

3. 国際統合報告フレームワークの改訂案

(1) 改訂案の内容

国際統合報告フレームワークが 2013 年に公表されて以降、IIRC は統合報告の企業における実情をヒアリング・モニタリングしていた。その中で出てきたいくつかの課題を踏まえ、2020 年 2 月に IIRC は国際統合報告フレームワークの改訂に向けたプロジェクトを開始することを公表した。この公表にあわせ、IIRC は改訂に係る以下の三つのテーマ（論点）を公表し、それぞれについて 1 ヶ月間コメント募集を行った。

- ①統合報告書に対する責任（ガバナンス責任者の責任表明の必要性）
- ②ビジネスモデルに係る検討事項（アウトプットとアウトカムの違いの明確化）
- ③今後の展望（主な想定利用者に投資家等以外のより広いステークホルダーを含めるか等）

募集したコメントを踏まえ、IIRC は 2020 年 5 月に国際統合報告フレームワークの改訂案を公表した。改訂案では上記①、②に対してのコメントを反映した変更が行われている。③については、長期の検討課題であるため、改訂案には含まれていない。以下、当改訂案の内容について整理する。

①統合報告書に対する責任

現行の国際統合報告フレームワークでは、2. (1) ①で先述したイントロダクションの前半において、ガバナンス責任者が統合報告書に対しての責任を表明することを求めている。ここでいう「ガバナンス責任者」とは、「組織の戦略的方向性、組織の説明責任及びスチュワードシップの遵守状況を監督する責任を有する個人又は組織」と定義されており、取締役会などが該当するものと考えられる。

ここで求められている責任の表明とは、「統合報告書の誠実性を確保する責任を認めること」、「統合報告書の作成・表示に関してガバナンス責任者が集団的思考を適用したことを認めること」、「報告書がフレームワークに準拠して表示されたものかどうかについての意見又は結論」の三つである。これらの表明ができない場合には、統合報告書の作成・表示におけるガバナンス責任者の役割、将来の責任表明のための手段、表明を行うまでにかかる時間（国際統合報告フレームワークを参照してから3年以内でなければならない）を記載することが求められている。

ただ、実際のところ、責任表明を行っている統合報告書が少ないことなどから、IIRCは2020年2月にこの点をテーマとして取り上げ、ガバナンス責任者の責任表明を求めず、その代わりに統合報告書の作成に係るプロセスの開示等を求めることを提案した。

しかし、意見募集においては、プロセスの透明性を高めることで責任表明に代えられる、地域ごとの慣習によらず開示が行えるといった賛成意見があった一方で、責任者の説明責任を欠く、信頼性が損なわれるといった反対意見もあった。回答者のうち、賛成が約6割、反対が約4割と拮抗していたこともあり、今回の改訂案では、以下のような内容の修正・追記が行われた。

- ・責任表明の内容が、「統合報告書の誠実性を確保する責任に関する同意」、「報告書がフレームワークに準拠して表示されたものかどうか、もしくはその程度についての意見又は結論」の二つになったこと
- ・補足情報として、統合報告書の作成・表示のプロセスにおける、関連委員会を含むガバナンス責任者の役割といった、プロセスの開示が推奨されること
- ・ガバナンス構造が地域等によって異なり得るということを考慮する必要があること

つまり、責任表明に関して求められる内容が簡略化された一方で、統合報告書の作成・表示プロセスの開示が推奨されている。また、ガバナンス構造の地域差などを考慮することで、「ガバナンス責任者」の定義についての解釈の幅も広がっている。

②ビジネスモデルに係る検討事項

2. (2) ②で先述の通り、国際統合報告フレームワークでは、内容要素として「インプット」を「事業活動」によって「アウトプット」、「アウトカム」に変換するビジネスモデルに関して記載することが求められている。しかし、多くの統合報告書においてアウトプットとアウトカムが混同され、また、ポジティブな情報の開示に偏っているという課題があった。これを受け、IIRCは2020年2月に、アウトプットとアウトカムの違いを明確化すること、アウトカムについてよりバランスの取れた開示を行うことを論点として提案した。

意見募集の結果、賛成が多かったことから、改訂案では次のような修正・追記が行われた。

- ・アウトプットとアウトカムの違いの説明（自動車メーカーの例）
- ・正と負それぞれのアウトカムの説明（大手運送会社の例）

アウトプットとアウトカムの違いについて、例として、自動車メーカーの中核的なアウトプットが自動車であるのに対し、正のアウトカムとして顧客の利便性の向上・満足度、地方税納税での地域貢献など、負のアウトカムとして交通事故、大気汚染などが考えられるとしている。

また、もう一つの例として、大手運送会社の資本とアウトカムの関係の説明を記載している。この例では、運送会社が独自のソフトウェアなどで十分なカスタマーサービス、ジャストインタイムの配達を行い、評判が向上するという社会・関係資本にプラスの影響を与えている。また、自社や株主には利益という形で財務資本にプラスの影響を与えている。一方で、CO₂排出量の増加により、自然資本や社会・関係資本にはマイナスの影響が生じている。このマイナスの影響に対し、運送会社は排出量の削減といった積極的な目標設定を行っている。

こうした事例を記載することで、アウトカムの定義を明確化するとともに、自社に都合の良い正のアウトカムだけでなく、負のアウトカムにも言及したバランスの取れた開示を求めている。

③IIRCにおける今後の検討の展望

①、②が2020年中の改訂に係る短期的なテーマであったのに対し、③は長期的なテーマとして2020年2月にIIRCから提案された。そのため、今回の国際統合報告フレームワークの改訂案には含まれていないという点には注意が必要である。取り上げられた論点は、統合報告書の主な利用者の範囲拡大、統合報告書の保証・信頼性、企業報告におけるテクノロジーの利活用などである。ここでは特に重要と考えられる前者二つについて言及する。

2. (1) ①で先述の通り、統合報告書の主たる目的は、財務資本提供者（投資家等）に対して、企業が長期にわたってどのように価値創造をするかを説明することとされている。この点について、投資家等だけではなく、財務資本以外の他の資本提供者も含むように範囲を拡大すべきではないかと提案された。意見募集の結果では、7割が賛成をしており、より広いステークホルダーを対象とすべき、財務資本への偏重を避け六つの資本の視点から考えるべき、といった意見が見られた。一方で、反対意見としては、投資家等にとっての有用性が低下して関心が低下する危険性がある、対象の拡大によりむしろ焦点が定まらなくなる、といった問題点が指摘されている。

統合報告書の保証・信頼性については、第三者による保証に限らず、より国際統合報告フレームワークを発展させ、統合報告書の保証を強化するという論点について、例えば、IASBと連携してより明確なツールとして確立すること、追加でガイドライン・事例・データベースを追加することで、利用者のニーズにあった信頼性の高い情報を提供することなどが考えられている。

これらの論点については、改訂案には含まれていないが、今後の検討課題として、改訂案とは別の提案事項として意見募集が行われた。

以上の改訂案について、今後のスケジュールとしては、意見募集の結果を受け、IIRC で検討・ドラフト化が進められ、最終的に 2020 年 12 月までに改訂された国際統合報告フレームワークの承認・公表が行われる予定となっている。

(2) 日本企業の対応

南アフリカでは上場企業に統合報告書の発行が義務付けられているように、地域によっては統合報告書が強制開示である一方で、わが国では任意開示とされている。これは明確な基準がないということに加え、あくまで自発的な開示として、横並びではなく自社特有の価値創造のプロセスを投資家等にわかりやすく伝えるということが重要であるという考えが念頭にあるのではないかと考えられる。このように任意開示であるわが国においても、冒頭で述べた通り、昨年は TOPIX500 社ベースで約 7 割が統合報告書（アニュアルレポートを含む）を作成しており、統合報告書を作成する企業は年々増加傾向にある。

統合報告書を作成している企業のうち、国際統合報告フレームワークを参照している、準拠している企業などについては、今回の改訂に対応する必要がある。また、統合報告書を作成していない、もしくは国際統合報告フレームワークに準拠等していない企業も、今後、統合報告書の作成や準拠に当たって、これらの内容を把握しておくべきだろう。昨今、わが国でも企業と投資家の間での対話が今まで以上に重視されるようになってきており、また、企業が社会・環境に与える影響やそれらの影響が事業とどう関係するのかという点についても、投資判断に組み込まれる潮流が見受けられる。企業としては、こうした国際的なフレームワークを参考にして、統合報告書のようなツールを用いて、投資家等に自社がどのように外部環境のもとで価値創造を行っているのかを詳細かつ正確に伝えることが今まで以上に求められるようになる。

改訂案について、まず、各社の機関設計やガバナンス体制などに応じて、ガバナンス責任者として誰、もしくはどの組織が統合報告書の作成・表示に係る責任を負うのかを明確化し、それを記載するということである。加えて、統合報告書の作成・表示までにどのようなプロセスがあったのかをあらかじめ整理しておくべきであろう。具体的には、関連する組織等（取締役会や各種委員会など）での議論の経緯・内容やステークホルダーとの対話などが考えられるのではないだろうか。

また、アウトプットとアウトカムについては、大手運送会社の事例を参考に、製品・サービスなどの直接のアウトプットにとどまらず、どのようなアウトカムが生じ、どの資本に影響を与えるのかという価値創造のプロセスを再検討することが求められる。さらに、自社に都合の良い正のアウトカムに偏らず、負のアウトカムにも言及した上で、その対策や今後の目標などについても記載することが期待される。

統合報告書を開示する、もしくは開示の検討を進める企業としては、統合報告書の主な対象が投資家等以外に広がり得るといった将来的な検討事項も含め、今回の改訂案がどのように固まるのかについて、キャッチアップが求められる。